

社会医療法人峰和会 居宅介護支援事業所 輝

あなたの健康を応援します



居宅介護支援サービスのご案内
(ケアマネージャーご利用のすすめ)

『今、介護の事でお困りではありませんか？』

介護の手続きってどうやるの？

どうしたらヘルパーさんをつかえるの？

杖やベッドが借りたい！（購入したい）

買い物や通院が不安なんだけど、どうしたらいいの...



ご相談は、介護保険制度の中で行われており、費用はかかりません。また、個人のご相談のプライバシーは許可なく漏らすことは一切ありません。

実施業務

介護保険のサービスや地域の社会資源を提案し、ご本人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援させていただきます。

ご自宅で過ごすために介護保険で利用できるサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(ディケア)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- 居宅療養管理指導
- 福祉用具レンタル
- 特定福祉用具の購入
- 住宅改修



介護保険のサービスをうけるには…

①要介護認定の申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要となります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行う場合は、医療保険証が必要です。

②認定調査・主治医意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主事意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。
※申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

③審査判定



調査結果及び主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われます。(一次判定)
一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。(二次判定)

④認定



市町村は、介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。
認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

⑤介護(介護予防)サービス計画書の作成



介護(介護予防)サービスを利用する場合は、介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)の作成が必要となります。
依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

⑥介護サービス利用の開始



介護サービス計画に基づいた、さまざまなサービスが利用できます。

- ケアプランとは、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。介護保険のサービスを利用するときは、まず、介護や支援の必要性に応じてサービスを組み合わせたケアプランを作成します。

無理をしないで早めにご相談ください

ご本人・ご家族の思いを大切にし、
わかりやすく説明し、
安心して生活していく、
お手伝いをしていきます。

営業日・営業時間

月曜日 ~ 金曜日
8:30 ~ 17:30

(土日・祝祭日・年末年始はお休みさせていただきます。)

実施地域

紀北町 ・ 大紀町【大宮地区(旧大宮町除く)】
尾鷲市【南輪内、北輪内、九鬼、早田、須賀利、大曾根は除く】

※実施地域以外でのご利用等のご相談についても対応しております。

連絡先

ご利用を希望される方は、ケアプランや介護、介護予防に関する手続き・
サービス事業者紹介のことなど何でもお気軽にご相談ください。

〒519-320

三重県北牟婁郡紀北町東長島2482

居宅介護支援事業所 輝(きらり)

TEL(0597)46-2252

FAX(0597)47-1200